

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月20日

厚沢部町長 渋田正己



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

厚沢部町一円

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年1月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 7経営体

個人 175経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・土地利用型農業を主体として複数集落に経営規模を広げて、さらに規模拡大を志向する農業者においては、農地の集積や規模拡大に必要な環境整備を行う。

・農家の高齢化等により耕作できなくなった農地については、中心となる経営体に農地を集積する。

・新規就農者の受け入れ体制の環境整備を進める。

・規模の比較的小さい経営体においては、施設野菜を取り入れた複合化を図っていく。

・農地の貸し手となる農業者においては、用排水路の清掃や農道の草刈り等の管理活動への参加が見込まれる。

・中山間地域であり、鳥獣被害や耕作条件が悪い農地などもあり、耕作放棄地とならないよう、担い手への集積を含め農地の利用調整を進める。